

さいたま市告示第 1 2 6 2 号

令和 8 年さいたま市二十歳の集い入場管理システム保守運營業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 8 年さいたま市二十歳の集い入場管理システム保守運營業務

(2) 履行場所

さいたまスーパーアリーナ 外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 1 2 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に業種区分「電算業務」、営業品目「インターネットシステム関連業務」で登録されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 過去 2 年の間に国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体と、同一会場で 1 日あたり来場者 10,000 人以上の行事の入場管理システムの契約を締結し、かつ、これを誠実に履行している者であることを証明したものであること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課青少年育成係
担当 近藤、齋藤 電話 048(829)1716

(2) 交付期間

告示の日から令和7年8月12日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 質問の受付及び回答

本入札の業務等に質問のある場合は、次のとおり電子メールにより受け付けるものとする。質問の書式は自由とするが、質問事項は電子メールの本文にテキストで記述すること。

(1) 受付先

電子メールアドレス kodomo-seishonen@city.saitama.lg.jp
電子メールの表題は「二十歳の集い入場管理システムに関する質問」とすること。

(2) 受付期間

本告示日から令和7年8月5日(火)まで

(3) 回答方法等

令和7年8月6日(水)までに入札説明書を交付した全ての業者に対して回答するものとする。
なお、質問した業者名は非公開とし、電子メールで回答するので、3の入札説明書等の交付の際に、回答の送付を希望する電子メールアドレスを伝えること。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年8月14日（木）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年8月19日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年8月19日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

〒330-9588　さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課企画係

電話　048（829）1909　FAX　048（829）1960

(8) 業務を担当する課

〒330-9588　さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課青少年育成係

電話 048 (829) 1716 FAX 048 (829) 1960

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。